

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金 補助対象基準

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金については、大阪府補助金交付規則及び大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定されるもののほか、この補助対象基準に定めるところによる。

1 補助対象事業の要件

当該補助金の補助対象となる預かり保育事業は、（1）①～③の要件をすべて満たすこと。

（1）預かり保育全般（通常保育日、休業日、長期休業日共通）

- ① 預かり保育の実施主体は、幼稚園設置者であり、幼稚園教諭免許または保育士資格（※）を有する者を配置していること。

（例：第三者が実施するものや第三者が幼稚園の施設を借りて実施するものは対象外）

※保育士（保育士）資格証明書のみ有する場合、保育士証の交付を受けてください。

※幼稚園教諭免許については更新期限を確認してください。免許状が失効している教員は補助対象になりません。

- ② 原則として、年間を通じて1日2時間以上、継続的に預かり保育を実施していること。

継続的に預かり保育を実施するとは、以下の要件を全て満たしていることとする。

- ・通常保育日に預かり保育を必ず実施すること。
 - ※ ただし、入園式、始業式、終業式、運動会、遠足、作品展、発表会、保育参観、保護者懇談会等の園児が主体となる行事の日に預かり保育を実施していない場合は対象外とする。また、園児が主体とされない理由だが、止むを得ない事情により預かり保育を休止する場合、一定期間その旨周知を行った上で休止していれば対象外とする。（例：臨時の職員会議を開催するため、一定期間周知した上で預かりを休止）
- ・週当たりの実施回数が5日以上であること。
- ・4月から預かり保育を実施していること。

※令和2年度に限り、4月1日から6月14日までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に臨時休園や分散登園を実施し、当該臨時休園日、分散登園日に預かり保育を実施しなかったとしても、補助対象とする。また、6月15日以降、園関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者が確認されたことを理由に臨時休園を実施し、当該臨時休園日に預かり保育を実施しなかった場合についても同様とする。

- ③ 教育要領による「教育活動の一環」としての「預かり保育」として実施していること。
（教育時間前後において、登園した園児を幼稚園内において自由に遊ばせているだけの場合は対象外）

※ 事業計画で定めた預かり保育日数と実施日数が著しく異なる場合は、補助対象外となることがある。

（2）休業日の預かり保育をする場合

- ① 年間20日以上¹の預かり保育を実施していること。
※4月から10月までに10日以上実施し、年間を通じて計20日間以上。
- ② 一日8時間以上開園していること。

- ③ 休業日とは、土日祝、創立記念日、代休日など幼稚園が休業している日とする。
(下記長期休業日を除く)

(3) 長期休業日の預かり保育をする場合

① 年間の必要実施日数

- ・「15日以上30日未満」の区分の補助単価の適用を受ける場合
⇒4月から10月までに15日以上実施し、年間を通じて計20日間以上
- ・「30日以上」の区分の補助単価の適用を受ける場合
⇒4月から10月までに30日以上実施し、年間を通じて計40日間以上

※なお、実施日数には、8月に通常保育日または休業日の保育区分で預かり保育を実施した日数を含みます。

② 一日8時間以上開園していること。(夏期保育の実施時間を含む。)

- ③ 長期休業日とは、春休みや夏休みなど幼稚園が長期に休業している日とする。ただし、令和2年度に限り、4月1日から5月31日までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に臨時休園を実施し、当該臨時休園日に預かり保育を実施した場合は、長期休業日の預かり保育として扱う。

また、令和2年7月の園則に定められた長期休業日を通常保育日に変更した場合、当該通常保育日の預かり保育は長期休業日の預かり保育に含まない。

なお、長期休業期間中の土日祝、夏期保育日等は、長期休業日としてカウントすること。
(令和2年4月1日から5月31日までの間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に臨時休園を実施した場合、当該期間中の土日祝は休業日としてカウントする。)

2 補助の算出方法など

(1) 預かり保育時間数のカウント方法

- ① 実際に「預かり保育」を実施した時間数でカウントすること。
- ② 「預かり保育」を実施した時間とは、実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間とする。
- ③ 課外活動は預かり保育時間の対象外とする。
- ④ 夏休み中(長期休業期間)の夏期保育で全員参加形態の時間帯は預かり保育の時間に含まない。
- ⑤ 市町村が実施する「子どものための教育・保育給付費補助金」の申請を行っている場合、申請に係る預かり保育(預かり時間数、園児数及び教員数)については対象外とする。

(2) 1日平均の預かり保育担当教員数

4月から10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当教員数を合計した数を、当該日数の合計した数で除した数(小数点以下切り捨て)とする。また、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、また園児の受け入れがなかった場合の当該担当教員数及び当該日数は控除する。なお、算出は通常保育日、休業日、長期休業日の各区分で行う。

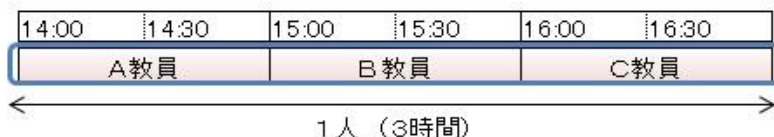
(3) 1日平均預かり保育時間

4月から10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間を合計した数を、当該日数の合計した数で除した時間とする。なお、預かり保育を実施した日の保育時間が2時間未満の場合、また園児の受け入れがなかった場合の当該保育時間数及び当該日数は控除する。

(4) 預かり保育担当教員のカウント方法

① 教員配置数は、預かり保育時間中、恒常的に配置されている教員数とする。

(イメージ1) 通常3時間の預かり時間通して1人の配置なので担当教員数は1人



(イメージ2) 通常3時間の預かり時間の半分(1時間30分)に2人配置されているので担当教員数は2人



$$(1.5\text{時間}(A\text{教員}) + 1.5\text{時間}(B\text{教員}) + 1.5\text{時間}(C\text{教員})) \div 3\text{時間}(\text{預かり時間}) = 1.5\text{名} \\ \Rightarrow (\text{四捨五入}) \Rightarrow 2\text{名}$$

② 夏休み中(長期休業期間)の夏期保育で全員参加形態の時間帯は預かり保育の対象外とし、預かり保育時間中の担当教員のみをカウントする(Q&A参照)。

※令和2年度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした臨時休園日や分散登園日等における預かり保育時間数、担当教員数のカウント方法については、令和2年6月16日付「令和2年度大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金の事業計画書の記入について」の「令和2年度の事業計画書(様式3「預かり保育実施簿」)記入において留意いただきたい点」を参照すること。

3 補助金額

要綱第3条に規定される補助金額は、要件に該当する幼稚園の預かり保育の実施状況进行评估し、予算の範囲内で毎年度設定する。(予算の範囲内に収まらない場合は、範囲内となるよう計算した圧縮率を乗じた補助金額とする。)

補助金額

[単位: 千円]

教員数	通常保育日				長期休業日※		休業日※ 10日以上
	2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上	15日以上 30日未満	30日以上	
1人	780	1,120	1,490	2,000	160	160	300
2人	1,170	1,680	2,410	3,000	280	360	480
3人	1,560	2,130	3,150	3,900	400	540	660

※長期休業日、休業日については4月~10月までの間に実施することとし、年間の実施必要日数は教育長が別に定める要件を満たしていること。

4 事業計画書等の提出について

所定様式により作成の上、別途指定する期日に提出すること(別途「依頼文」参照)。